

令和6年度焼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

焼津市の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害のある人の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度焼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定める。

第2 適用機関

この調達方針は、焼津市の市長事務部局、行政委員会の事務局、議会事務局及び公営企業の組織（以下「各機関」と総称する。）に適用する。

第3 障害者就労施設等の範囲

障害者就労施設等とは、次の施設等をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所、施設等で次に掲げるもの
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 小規模作業所
- (3) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第1条第2号に規定する事業所）
- (4) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 推進体制

調達方針は、焼津市健康福祉部障害福祉課(以下「事務局」という。)において推進し、事務を処理する。

第5 令和6年度の調達物品・調達目標

種別	調達品目	調達目標	R 5 実績（見込）
物品	事務用品、書籍、食料品、小物雑貨その他の物品	31,497千円以上	11,354,371円
役務	除草作業その他の軽作業		

第6 調達実績の公表、報告

調達方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後に実績を取りまとめ、公表をする。なお、取りまとめ及び公表は事務局が行う。

第7 障害者就労施設等からの物品等の情報提供

事務局は、各機関が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するためには、障害者就労施設等の情報を収集し、これを提供する。

第8 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。